

## 財政支援団体等監査報告（第1号）

### 1. 監査等の対象

令和5年度において、倶知安町から運営費、事業費に係る財政的援助等を受けた団体について選定した。

倶知安観光協会（観光商工課）

倶知安観光協会事業補助金 120,509,000円

### 2. 監査等の着眼点

補助金等の財政的援助を与えている団体の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

### 3. 監査等の主な実施内容

所管課及び補助団体に対しては、提出された資料に基づき内容と事務処理の状況を精査するとともに、関係書類、事業内容、資金の使途等の確認を行いました。

### 4. 監査の実施日程及び場所

令和6年10月8日（火）

倶知安町観光協会

### 5. 監査の結果

監査の結果、補助金を返還すべきものや会計経理及び事務処理については是正・改善すべきものは認められず、概ね適正に取り扱われているものと認められました。

### 6. 各補助事業等に対する所見

・協会における、備品等補助事業で取得した物品等の資産について、どのように管理すべきかについての一定のルールを定める必要がある。

・各契約において、積算・予定価格の作成・入札等と事務を進めるが、積算過程における透明性・公平性は担保しなければならない。そのためには、一般的ではない積算単価については、内部決裁し決定すべきものとする。また、積算過程での事務は担当者が行うものの、予定価格の設定においては、〇〇〇万までは、事務局長。〇〇〇万以上から以上〇〇〇万までは、〇〇役員、それ以上は会長等の規定を設けることにより、内部牽制機能を働かせる必要があると考える。

当協会においては、地域特性上、競争性が担保できない事業が多々見受けられるが、引続き積算等の精度を高めることにより、効率的・効果的な事業の執行に務められたい。

・旅費規定等は定められているが、業務内容や出張先等多岐に渡っていることから、

協会活動・運営に支障とならないよう、規定等を整備する必要があると考える。

・当協会の支出・契約等の決裁は、非常に多くあると考えられる。よって、適正な決裁ルートの構築は不正防止にもつながる。また、決裁のために事務が停滞することなく、かつ担当者が不在でも進捗が妨げられないことがないよう牽制機能を十分働かせながら業務を行う必要があると考える。

・当協会の業務は非常に多岐にわたり、かつ10年足らずで事業量が増大していることを鑑み、人材の育成と確保のために報酬制度等を改善し、適正な協会運営に務められたい。

## 7. 総括

関係各課及び関係団体のご出席をいただき監査を実施することができました。また、監査につきましては、地方自治法の規定に基づき実施されるものであり、多忙の中、ご理解をいただき感謝いたします。

今後も組織全体での適正な補助金等の事務に務めていただくようお願い申し上げます。